

## 第 14 回 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会

- ・日 時：平成 28 年 4 月 20 日（水）19 時～21 時 15 分
- ・場 所：古賀市役所 501・502・503 会議室
- ・傍聴者：2 名
- ・出席者
  - ・委員（名簿順・敬称略）：水田、宮本、二宮、矢部、清水、柳武、篠崎、池端、高村、今村、吉田、大神、坂本、福岡、則元、最所、戸田、木庭、笠井、多田隈、櫻井（計 21 名）  
※欠席者：谷口、保井、本田、中村、大谷、（計 5 名）
  - ・経営企画課：課長、係長      ・財政課：課長、係長      ・総務課：課長、係長
  - ・事務局：コミュニティ推進課・課長、同係長、同係員
  - ・ファシリテーター：村田、今井（（株）エム環境デザインシステム）
- ・配付資料
  - 資料 1 第 9 回とりまとめ部会・会議録
  - 資料 2 はじめの一步案 ver.2（第 13 回策定委員会意見反映後）
  - 資料 3-1 ミニ出前講座資料 第 4 次古賀市総合振興計画 概要
  - 資料 3-2 ミニ出前講座資料 地方財政のしくみと古賀市の財政状況
  - 資料 3-3 ミニ出前講座資料 情報公開制度について
  - 資料 4 自治基本条例だより 第 13 号
  - 資料 5 第 13 回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会・会議録
  - 資料 6 補助資料
- ・テーマ：市政運営について
- ・会議内容：以下の通り

### 1. 開会

（策定委員会副会長よりあいさつ）

### 2. とりまとめ部会からの報告・提案～前回の成果のまとめ

（とりまとめ部会より、資料 1、資料 2 をもとに報告・提案後、各班で「はじめの一步案 ver.2」の内容について確認）

### 3. ミニ出前講座ミニ出前講座「総合振興計画」、「財政」、「情報公開」

（総合振興計画について、経営企画課より資料 3-1 をもとに説明）

（財政について、財政課より資料 3-2 をもとに説明）

（情報公開制度について、総務課より資料 3-3 をもとに説明）

### ○質疑応答

- ・総合振興計画の進行管理について
- ・公募型補助金の今後のあり方について
- ・総合振興計画の策定への市民参加について
- ・総合振興計画の内容の具体性について

#### 4. グループでの話し合い「市政運営について」

(4つの班で、ミニ出前講座の内容及び「はじめの一步案 ver.2」をもとに、市政運営についての基本的考え方、行政の役割、仕組みなどについて話し合った)

##### ○各班の発表概要

###### 【1班】

- ・知らないと何もできない。「ミニ出前講座」はとても大事
- ・まちづくりへの関わり方を知る必要がある
- ・総合振興計画の進捗状況、成果が見えない
- ・「たらい回し」をどう予防するか、どうしたら職員と楽しく交流できるか
- ・楽しさ、満足感が向上するには自発性が必要。行政だけががんばるのではない環境を

###### 【2班】

- ・市と市民をどう近づけるか。まちづくりに関心を持つ市民を増やす
- ・市民参加で市と市民が近づく→市も市民の立場で考える
- ・市が市民参加の仕組みをつくっていても、市民が知らない、活用できていない→知る機会が少ない、興味がない
- ・計画を立てたらPDCAで運営。市は結果を明確に示す。
- ・市民からは市は部署ごとのまとまりしか無いように見える

###### 【3班】

- ・市民参加の必要性について、自治基本条例に記載する
- ・総合振興計画の策定において、市民参加の機会を確保する
- ・総合振興計画等の見直しの場合も市民の意見を聞く機会を設ける
- ・情報公開制度の内容について市民に知らせる必要がある

###### 【4班】

- ・市と市民の信頼関係をつくるのが大切
- ・総合振興計画への市民参加は、策定時だけでなく、結果についても必要
- ・市民参加も大事だが、自治会が市民にとって身近で重要な活動を担っており、活動推進に取り組む必要がある
- ・税金を払っているからといって、何でも市にさせて良いわけではない。いわゆる「小さな政府」として、市民ができることは市民でやるのかなどについて市民自らが考える必要がある

#### 5. おわりに

(事務局より次回の確認等の事務連絡、会長より閉会あいさつ)